

## 第5章 諸外国におけるブロードバンド・サービスの提供と政策動向

### 5.1 米国

#### 5.1.1 普及状況(詳細については7.2.1.2を参照)

米国におけるブロードバンド・サービス加入者数は約3,000万(平成16年12月末)。メディア別に見ると、CATVの普及にともない、ケーブルインターネットの加入者数が最も多く、全体の加入者数の60%以上を占めている。

#### 5.1.2 政策動向

- ① FCC等が個別に政策目標を出しているものの<sup>24</sup>、我が国の「e-Japan戦略」のような規制政策以外の戦略も含めた包括的かつ具体的なブロードバンド政策・計画がなく<sup>25</sup>、「国家的なブロードバンド政策を構築すべき」との意見を述べる電気通信関係者は多数に上る<sup>26</sup>。
- ② 具体的な政策としては、連邦政府レベルでは、農務省によるルーラル地域ブロードバンド融資・借入保証プログラム(農務省)による低利融資・債務保証制度、FCCによるユニバーサル基金を活用した学校・図書館等に対するブロードバンド・サービス料金割引制度等の支援措置が講じられており、州政府レベルでは各種補助金や税制優遇措置等、独自の支援措置が講じられている。
- ③ また、光ファイバの投資促進を図るため、FCCが2003年8月、2004年10月に既存地域通信事業者に対する光ファイバ(FTTH、FTTC等)の回線開放義務について規制緩和を行っている。

### 5.2 韓国

#### 5.2.1 普及状況(詳細については7.2.1.3を参照)

韓国では既にブロードバンドが相当程度普及しており(世界第1位<sup>27</sup>)、平成17年3月末現在で約1,200万が加入している(ただし、近年は加入者数の伸びが

<sup>24</sup> FCCは2001年10月に、ブロードバンド化推進に向けて以下の四つの原則と政策目標を掲げ、全ての国民へのブロードバンド・サービスの普及促進と、ブロードバンドに対する投資を促進するため、必要最小限の規制のみを課すことを示した。

①ブロードバンド・サービスに関わるユビキタスな利用可能性を促進

②多様なプラットフォーム(DSL、ケーブルモデム、衛星等)間の競争を促進

③ブロードバンドの規制を必要最小限とし、投資と技術革新を促進

④多様なプラットフォームに対する整合的な分析枠組みを開発

<sup>25</sup> ただし、2004年3月26日にブッシュ大統領が「2007年までにブロードバンドテクノロジーへのアクセスを米国どこからでも安く行えるようにするべきである。」と具体的な年限を示して表明している。

<sup>26</sup> TIA(電気通信産業協会)は、「ブロードバンド普及政策」の中で「我々は、米国政府に国家的ブロードバンドとその実行戦略を構築することを求める。」と述べている。

<sup>27</sup> 「The Portable Internet」(2004年9月、ITU(国際電気通信連合))

低下)。主なブロードバンド・サービスはDSLとケーブルインターネットであり、速度あたりの料金も日本に次いで安い<sup>28</sup>。

## 5.2.2 政策動向

- ① 政府が「Broadband IT Korea Vision 2007<sup>29</sup>」（2003年）等のイニシアティブを相次いで打ち出しており、最近では超高速<sup>30</sup>基幹網・加入者網の構築から、広帯域統合網（Broadband convergence Network, BcN<sup>31</sup>）の構築に政策の主軸が移りつつある。
- ② 具体的な政策としては、基幹通信事業者を対象とした低利融資制度や、KTに対する情報化疎外地域における超高速網構築の義務の付与<sup>32</sup>、農漁村地域において地方公共団体が集落単位で超高速網を構築する事業（情報化マウル造成事業）に対する支援等を行っている。
- ③ また、2001年に「情報格差解消に関する法律」が制定され、情報アクセス弱者への情報アクセスと情報利用の保障により生活の質の向上と国民経済の均衡ある発展に貢献することを目的としている。同法に基づき、政府は情報格差解消総合計画を5年ごとに策定し、これに沿って毎年、情報格差解消実施計画を策定している。

## 5.3 欧州

### 5.3.1 普及状況(詳細については7.2.1.4を参照)

DSLを中心に加入者数は急激な伸びを示しているが、普及率では一部の国（ベルギー、デンマーク、フィンランド、オランダ、スウェーデン）を除き、日韓等の先進地域に後れている。

ただし、イギリスではBTが2005年にブロードバンド・サービスのエリアカバー率100%を達成するという目標を設定したり、フランスではFTが2005年末までに県人口の少なくとも95%をカバーするという業務協定を全県と締結する

<sup>28</sup> 「The Portable Internet」（2004年9月、ITU（国際電気通信連合））

<sup>29</sup> ①インターネット利用人口を2007年までに国民の90%に拡大、②2005年までに全国すべての地域で超高速インターネットサービスを利用可能な環境を作る、③2007年までに50～100Mbps級の加入者数800万となることを目標としている。

<sup>30</sup> 韓国における「超高速」の定義は、下りの伝送速度が1Mbps以上とされている。

<sup>31</sup> BcNは、通信、放送、インターネットを統合した100Mbps級の伝送が可能な広帯域統合網とされており、2005年からモデル網を構築、2005年下半年からモデルサービスの提供が計画されている。また、2004年2月に発表された「広帯域統合網構築基本計画」によると、2010年までに2,000万の加入者向けに広帯域統合網を構築することを目標としている。

<sup>32</sup> 韓国電気通信公社廃止法の施行に伴い、2002年1月に「韓国電気通信公社の公益性補償に関する告示」を制定。これに基づき、2005年末までに情報化疎外地域に対しKTが超高速網を構築するよう義務を付しており、全国50世帯以上の集落について超高速インターネットを利用できる基盤を造成することとしている。

といった動きも見られる。

なお、スペインでは世界に先駆けて電力線搬送通信（PLC）サービスが開始されており、集合住宅を中心に 300kbps～1Mbps のサービスが提供されている。

### 5.3.2 政策動向

- ① 欧州委員会が 2002 年に「eEurope2005 行動計画」を発表し、条件不利地域のブロードバンド接続については、競争法に抵触しない範囲内で EU 構造基金<sup>33</sup>又は財政的インセンティブを付与することが可能とし、2003 年 3 月の欧州理事会結論文書では、「EU 構造基金を活用した条件不利地域におけるブロードバンドの推進」等が明記されている。これを受け、フランスにおけるブロードバンド支援事業<sup>34</sup>等、各加盟国において、EU 構造基金を活用したブロードバンド支援政策が展開されている。
- ② 具体的な政策としては、上記 EU 構造基金を活用した支援措置のほか、フランスではデジタル経済法を制定し（2004 年）、民間事業者がサービス展開できない地域においては、地方公共団体による電気通信事業への参入を可能としたり、イギリスではブロードバンド基盤の整備が遅れている過疎地域について、需要集約機関（Regional Aggregation bodies）を全国 9 地域に設置し、地域及び学校、病院等の公的機関におけるブロードバンド需要を取りまとめて市場に提示することにより、民間事業者によるブロードバンド投資を促進する等の措置を講じている。

---

<sup>33</sup> EU 域内における地域間格差の是正を目的とした EU から加盟国（地域）への補助金。現行プログラムでは、2000 年～2006 年の 7 年間で約 29 兆円の予算が計上（EU 予算総額の約 1/3）されている。

<sup>34</sup> 地方自治体によるブロードバンド整備プロジェクト（約 50）に対する資金援助。予算規模 1 億 6,000 万ユーロのうち、1 億ユーロを EU 構造基金が占めている。

図表5.1: 諸外国のブロードバンド目標に関する具体的事例

| 国名     | ブロードバンドの整備目標  |
|--------|---|
| 米国     | ○ 具体的な政府目標はないが、2004年3月にブッシュ大統領が「2007年までにブロードバンドテクノロジーへのアクセスを米国どこからでも安く行えるようにするべきである。」と具体的な年限を示して表明。   |
| 韓国     | ○ 「Broadband IT Korea 2007」(2003年)<br>・ 2007年までにインターネット利用人口を国民の90%に拡大<br>・ 2005年までに全ての地域で超高速インターネットサービス(1Mbps以上)を利用可能な環境を作る。<br>・ 2007年までに50~100Mbps級の加入者数を800万とする。<br>○ 「広帯域統合網基本計画」(2004年)<br>・ 2010年までに2,000万の加入者向けに、通信・放送・インターネット間のシームレスな融合サービスを提供可能な伝送速度100Mbps級の広帯域統合網(BeN)を構築。<br>○ 「IT 839 Strategy」(2004年)<br>・ 先導的分野を8つのサービス(ホームネットワーク、VoIP等)、3つのインフラ(BeN、IPv6等)、9つの成長エンジン(次世代PC、知的ロボット等)に分類し、それぞれのカテゴリにおいて2006年~2010年を達成時期とする中長期目標を設定。 |
| イギリス   | ○ 「UK Online: the broadband future」(2001年)<br>・ 2005年までにG7諸国の中で最も競争的かつブロードバンドが広範に普及した市場とする。<br>○ 2004年9月にブレア首相が「2008年までに希望する全ての家庭にブロードバンド・サービスを提供する」と表明。  |
| フランス   | ○ 「仏ブロードバンド戦略」(2004年)<br>・ 2007年までにブロードバンド1,000万加入<br>・ 2007年にブロードバンドの人口カバー率を95%<br>・ 2010年に産業地域における光ファイバの普及率を90%   |
| ドイツ    | ○ 「Information Society Germany 2006」(2003年)<br>・ 2005年までにインターネットを人口の75%まで普及させると同時にブロードバンドをインターネット接続の主要方式とする。  |
| カナダ    | ○ 「Report of the National Broadband Task Force」(2001年)<br>・ 2004年までに全ての地域共同体(community)が高速ブロードバンドへのアクセスを可能とする。  |
| スウェーデン | ○ 「An information society for all」(2000年)<br>・ 数年以内に全地域の世帯及び企業がブロードバンドにアクセスする。  |
| アイルランド | ○ 「New Connections」(2002年)<br>・ 2005年までにOECD加盟国の中でブロードバンド環境整備でトップになる。<br>・ 10~15年以内に家庭では少なくとも5Mbps、ビジネスユーザではさらに速いスピードでのブロードバンド環境を実現する。  |
| シンガポール | ○ 「Connected Singapore」(2003年)<br>・ 2006年までに過半数の世帯がブロードバンドに接続する。  |

図表5.2: 諸外国のブロードバンド普及施策に関する具体的事例

| 国名 | 政策的対応   |
|----|---|
| 米国 | <p>○ルーラル地域融資・借入保証プログラム（2003年～）<br/>                     ・ルーラル地域におけるブロードバンド・サービス（上下200Kbps以上）提供のための機器の取得等に対し融資を行う。<br/>                     ・人口2,500人以下のブロードバンド未提供地域においては、一人当たり所得が全国平均以下またはそれ以下の郡に属する場合に低利融資を適用。</p> <p>○学校・図書館プログラム（1998年～）<br/>                     ・ユニバーサル基金を活用し、学校・図書館がブロードバンド・サービス等を利用する際に、貧困度合い及びルーラル度合いに応じて20～90%の割引が適用される。</p> <p>○ルーラル地域保健医療提供プログラム（1998年～）<br/>                     ・同じくユニバーサル基金を活用し、ルーラル地域の保健医療提供事業者が利用するブロードバンド・サービス等の電気通信サービスに対して、都市部のレートとルーラル地域のレートの差額を支援する。</p> <p>○光ファイバの回線開放義務の見直し（2003年～2004年）<br/>                     ・既存地域系通信事業者に対する光ファイバ（FTTH、FTTC等）開放義務の規制緩和を行った。</p> <p>〔地方政府による政策〕</p> <p>○ブロードバンド技術開発法（2003年～）（ミシシッピ州）<br/>                     ・ブロードバンド設備に投資する電気通信事業者に対し、当該地域の一人当たり所得等に応じて州の法人税及びフランチャイズ税の5～15%減免措置を講ずる。</p> <p>○Certification as advanced telecommunications facilities（2001年～）（オレゴン州）<br/>                     ・一定の低サービス地域（underserved areas）におけるブロードバンド・アクセス向上等のために20%減免措置を講ずる。</p> <p>○California Teleconnect Fund（カリフォルニア州）<br/>                     ・公共機関等に対して、通信費の50%を補助（ただし、学校・図書館に関してはまず連邦の基金を申請し、カバーされなかった分を州として補助を行う）。<br/>                     ・新しい通信技術導入の40%までを補助。（2003年～）</p> <p>○新通信法（2004年～）（ペンシルバニア州）<br/>                     ・全州民へのブロードバンド・サービス提供を2015年から前倒して実現した事業者に対して、料金のプライス・キャップ規制での優遇を付与。<br/>                     ・ベライゾン等の通信事業者による年1,000万ドルの拠出金からなるE-Fundを活用し、ブロードバンドを30%割引して学校に導入。<br/>                     ・地域でのブロードバンド導入要請を受けた事業者が迅速に対応する仕組みを整備。</p> <p>○Michigan Broadband Development Authority（MBDA）の設立（2002年～）（ミシガン州）<br/>                     ・高速インターネット基盤への民間投資を促進するため、ブロードバンド・サービスの需要と利用を高めることを目的として独立州政府機関（MBDA）を設立し、様々な融資を実施。</p> |
| 韓国 | <p>○情報格差解消に関する法律（2001年）<br/>                     ・情報アクセス弱者への情報アクセス、情報利用の保障により生活の質の向上と国民経済の均衡ある発展に貢献することを目的とする。同法の規定に基づき、5年ごとの情報格差解消総合計画、それに基づく1年ごとの情報格差解消実施計画を策定。</p> <p>○情報化マウル造成事業（2001年～）<br/>                     ・農漁村等の情報化疎外地域に対し、国・地方公共団体が共同で負担して超高速インターネット関連設備等を整備。</p> <p>○KTに対する超高速網構築義務（2002年）<br/>                     ・2005年末までに情報化疎外地域に対し超高速網を構築するよう義務を付与。全国50世帯以上の集落について超高速インターネットサービスを利用可能な基盤を造成することとしている。</p> <p>○融資支援（低利融資）制度（2003年～）<br/>                     ・財政融資特別会計から情報化促進基金に繰入される資金を活用し、基幹通信事業者を対象に超高速網構築費用の一部を長期低利で融資を行う。</p> <p>○広帯域統合網構築（2004年～）<br/>                     ・通信・放送・インターネットを統合した100Mbps級の伝送が可能な広帯域統合網（BcN: Broadband convergence Network）を構築。2004年にサービスモデルの開発、試験、検証を行い、2005年にはモデル網を構築し、同年下半期からモデルサービスの提供を計画。</p>   |

第5章 諸外国におけるブロードバンド・サービスの提供と政策動向

|        |   |
|--------|---|
| イギリス   | <p>○ブロードバンド集積計画（2002年～）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域及び学校・病院等の公共機関のブロードバンド需要を集約する機関（Regional aggregation bodies）を設置し、過疎地域等に対して大きな需要パッケージを提示。</li> </ul> <p>○ブロードバンド基金（2002年～）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ブロードバンド基盤整備を支援するため、パイロット・プロジェクトやアプリケーション開発等の革新的な計画を実施する RDA（地域開発庁）等に対して資金を援助。</li> <li>・ADSL、ケーブルインターネットが利用できない過疎地域の中小企業に対し、他の選択肢に関する情報、技術を提供し、ブロードバンドの利用を振興。</li> </ul> <p>○ブロードバンド・コンテンツ、アプリケーション開発に対する減免措置（2000年～）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・R&amp;D 支出について課税控除を認める。</li> </ul>   |
| フランス   | <p>○ブロードバンド展開支援国家基金（2004年～）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ブロードバンド・サービス未提供地域におけるインフラ整備に対する資金の一部を援助。</li> </ul> <p>○ブロードバンド整備支援（2004年～）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・EU 構造基金を活用し、地方公共団体によるブロードバンド整備プロジェクトに対する資金を援助。</li> </ul> <p>○ブロードバンド・アクセス代替プロジェクト（2003年～）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ブロードバンド・アクセス代替技術に関する調査研究及び実証実験に対する費用を支援。（対象技術は無線（Wi-Fi 等）、PLC、衛星等）</li> </ul> <p>○衛星ブロードバンド機器に係る減免措置（2004年～）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛星ブロードバンド機器を購入した企業に対し、法人税算定の対象となる収入から一定額を控除。</li> </ul> <p>○デジタル経済法（2004年）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間のイニシアティブのみで利用者のニーズを十分に満たすことが出来ない地域において、地方公共団体による電気通信事業への参入を可能とする。</li> </ul> <p>○ブロードバンド整備主体間の調整（2004年）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インフラの二重投資を避けるため、地方公共団体とのインフラの共有を受け入れる事業者に対し、公有地及び付属施設の使用料を軽減する。</li> </ul> |
| カナダ    | <p>○地方及び北方地域開発のためのブロードバンド計画（2003年～）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域共同体（community）を主な対象として、ブロードバンド基盤整備のためのビジネスプラン策定に必要な資金及び同プランの実施に必要な資金を支援。なお、ビジネスプラン等の選考・評価は、公的機関や民間企業等からの専門家により構成される選考委員会（National Selection Committee）が行う。</li> </ul> <p>○国家衛星プロジェクト（2004年～）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北方地域等の辺境地域において、衛星が唯一のブロードバンド・アクセス手段である場合、地域共同体の要望に応じて衛星回線の利用を認める。</li> </ul>   |
| 豪州     | <p>○広帯域インセンティブスキーム（2004年～）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ブロードバンド・サービスを地方部で提供する ISP に対して、対象となるユーザー数に応じた補助金を交付（一回限り）。</li> </ul> <p>○調和通信インフラ基金（2004年～）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・州政府、地域コミュニティ、事業者等が共同で実施するブロードバンド関連プロジェクトに対し、費用の 50%を上限として補助金を交付。</li> </ul> <p>○需要集約仲介者プログラム（2004年～）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体や非営利団体等がブロードバンド需要を集約して事業者と契約交渉等を行うための「仲介者」を勧誘・雇用するための費用補助。</li> </ul> <p>○国家通信基金（2002年～）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・州政府、民間企業等が共同で実施する教育・医療分野に係るブロードバンド関連プロジェクトに対し、コストの一部を連邦政府が負担。</li> </ul>  |
| スウェーデン | <p>○ブロードバンド促進プログラム（2000年～）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農村地域（過疎地域）を対象に、中継系・加入者系ネットワークの整備及び運営の費用支援を行う。</li> </ul> <p>○個人加入者に対する減免措置（2000年～）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ブロードバンド・サービス加入者（個人）に対し、ブロードバンド接続費用の一部について税額控除を適用する。</li> </ul> <p>〔地方政府による施策〕</p> <p>○ストックアップ社の設立（ストックホルム市）（1994年）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の事業者が重複してインフラを整備することを避け、光ファイバの共同利用、ブロードバンド事業を推進する目的から、ストックホルム市が 100%出資のストックアップ社を設立し、同社にストックホルム市内及び同市周辺地域における通信網の独占敷設権を付与。他事業者は同社が敷設した光ファイバを借り受けて FTTH サービス等を提供している。</li> </ul>   |
| EU     | <p>○EU 構造基金（EU）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・EU 域内における地域間格差の是正を目的とした EU から加盟国（地域）への補助金。</li> </ul>   |